



Title	カバネの制度に関する新研究序説（上）
Author(s)	北村, 文治
Citation	北海道大学人文科学論集, 3, 90-137
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34274
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_PR90-137.pdf



カバネの制度に関する新研究序説（上）

北 村 文 治

目 次

はし	が	き
第一章	い	わゆるカバネの制度の文献的徴証について
第二章	記	紀におけるい
第一節	記	紀におけるカバネの記載とその年代
第二節	書	紀所載百済史籍におけるカバネの記載（以上本号）
第三節	金	石文におけるカバネの記載について
第三章	姓	（かばね）の制度の成立過程
第一節	天	武八姓の制度とい
第二節	八	姓制度以前の氏族対策史とカバネの思想
第三節	い	わゆる旧姓の称呼と姓（かばね）の制度の成立
む	す	び

は し が き

従来一般に大化前代の国制を示す言葉として用いられてきたいわゆるカバネの制度については、戦後、一方では社会制度的要素を含まぬ純然たる政治制度としての意義が強調される反面、他方では大化前代におけるその制度的機能

よりはむしろ律令時代における現実的意義を高く評価しようとする新見解があり、またこれを大化前代の政治制度として重視するとしても、その制度的機能が五世紀を中心とする時代に完了して、その後は形式的に継承・発展するにすぎないとみる通説とはやや異なり、むしろ五世紀以後新しくその機能が發揮されてゆくのだとする見解など、いずれも古代史研究全体に大きく影響する研究の發展が見られる。¹⁾しかしながら、カバネの制度という言葉は、その同義語としての氏姓制度という言葉と共に、かつての氏族制度という社会組織上の概念と紛らわしい言葉が用いられなくなつた今日においては、大化前代の氏（うじ）ないし族長の大和朝廷における政治組織を意味する殆んど唯一の通用語であることに變りはないのである。

ところでカバネの制度という言葉が大化前代の政治制度を意味する通用語とするとき、その典拠としての記紀その他の古典に照らし、ならびにそれに関する江戸時代国学者以来の研究をふりかえて、その用語それだけに問題は存しないであろうか。²⁾

まず第一は、何よりも古典に徴して、大化前代にカバネの制度というべき政治制度が制定された確証がないということである。大化後代には、天武天皇十三年に八色姓が制定されたことは確実である。しかし大化前代には、允恭天皇朝に氏姓の匡正が行なわれたという伝承はあるが、極論してそれは氏々の名を匡正したということであつて、政治組織を定めたということではない。ただ、大化前代の基本史料としての記紀には、氏の名に附して一般にカバネの称呼と言われるものが多数記載されており、その称呼を氏に賜つたという記載も若干あり、そしてそれらの称呼が大和朝廷の政治的地位や身分をあらわすように見えるところからカバネの制度が想定されるわけであるが、明確なことは多数の氏々の名にそれらの称呼が附記されているという事実だけであつて、それらの称呼の發生、制度としての成立、称呼の意味の区別等については殆んど不明である。つまり、大化前代には、記紀の史料としての不確実性とも相俟つて、特定の時期にカバネの制度という政治制度が實際に行なわれたかどうかということはかなり曖昧なことなの

である。

第二は、カバネという言葉の概念に関してである。カバネ（可婆禰）の解釈については、かつて宮崎道三郎博士が整理されたように、アガメナ（崇名）、カハラネ（不易）、カブネ（頭根）、カバネ（骨即ちホネ）、カハホネ（皮膚）、カバネナ（骨名）、カボネ（神骨）、カボネ（髮骨）、カラホネ（幹骨）など、国訓との関聯からするものが多数あるが、博士自身はそれらとは違って、カバネは日本で「骨」という字をあてることがあるが、それは韓国で特殊に親族、宗族の意味をもつ「骨」字を仮りたらしく、もしそうとすればカバネにも親族、宗族の意味があるとした。⁽³⁾この解釈はさらに発展し、中田薫博士のように「可婆根なる語が韓語骨の直訳なるが如く可婆根なる制度そのものも亦韓国より輸入したるものなり」としたのはあまりにも性急であつたと思われるが、少なくともカバネという古代国語と韓語との関連性ということは充分可能性のあることであり、言葉そのものの解釈としては最も説得的であり有力であろう。カバネというものが氏（うち）という血縁的または血縁擬制的団体について言われることが、さらにこの解釈を概念的にも支持するように思われる。そこでもしこの解釈をとるとすれば、大化前代のカバネの制度もまた、親族、宗族の概念で理解されてこなければならぬ。このように考えるとき、大化前代の政治組織をカバネの制度とよぶことは、制度的概念上従来の研究史に逆行し、その成果に矛盾することになるのではあるまいか。

第三は、いつたいカバネとは、氏の名に附して記載されるかの称呼のみをさすのかどうかという疑問である。従来カバネと言え、自明のごとく、大化前代以来のものとしては、君・別・臣・連・直・造・首・史、さらに国造・県主・稻置・吉師などの各種称呼を指し、天武朝以後は新たに真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八種の称呼を指すものとされる。しかし、少なくとも古典の記載に立脚する限り、これらの称呼のみをカバネとすることは適切ではないのではあるまいか。古典では「姓」という字をカバネとよむが、では「姓」が具体的に何を指しているかを数多い改賜姓記事に徴すると、還俗者や解放者（奴婢などより）に新たに賜わった氏の名を「姓」としている例

もあるが、右の称呼に関連するものをみると、一つは「賜姓津史」「賜姓曰難波連」などのように氏の名と右の称呼との連称を「姓」としている場合、他は「賜姓曰連」「賜姓曰姓」などのように氏の名がなくて右の称呼のみを「姓」としている場合の、二つの基本形式が圧倒的に多い。そこで従来は、後者を文献的例証として連・君などをカバネとする。もつとも、これらの称呼のみをカバネと考えてきた理由は他にもあるわけだが、しかし後者の記載形式を文献的例証としてこれらの称呼のみを「姓（かばね）」とすることには問題がある。というのは、実は、前者は新たな賜姓または改姓の場合の記載例であり、後者は氏の名に変更がないので繰返して氏の名を記載しないまでのことと解されるのであつて、前者も後者も記載形式の相違こそあれ、意味するところは同じく氏の名と史・連・君などの称呼との連称としての「姓」を賜わつていのである。思うに「姓」というのは、「姓を賜ひ氏を命ず」「姓を賜ひ氏を定む」などと言われるように、要するに氏の呼称なのであつて、氏の名のない「姓」というものは現実的に無意味である。

現に氏の名のみでも「姓」とする記載例があるのである。従つて賜姓記事の記載例に徴する限り、「姓」という場合には常に氏の名を含んでいると見るべきであり、氏の名と右の称呼との連称も「姓」であるが、しかし右の称呼のみで「姓」が成立しないことは明らかであろう。しかし、その「姓」がカバネとよまれているのであるから、カバネもまた、氏の名か、氏の名と右の称呼との連称かのいずれかを指しているものであつて、右の称呼のみを指してはいないのではなからうか。宣長もすでに、「加婆禰と云は、宇遲を尊みたる号にして即宇遲をも云り」と言い、「又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り」と言っている。ただ同時に、「又朝臣宿禰など、宇遲の下に著て呼ぶ物をも云り、此は因贊尊みたる号なり」と言つて右の称呼のみをもカバネとしているが、宣長が朝臣宿禰の類もカバネとしたのは、ほかでもなく「賜姓曰朝臣」などの記載形式が多いことが少なくとも文献的根拠であろう。ところが、「賜姓曰朝臣」と記載してあつても、それは「賜姓曰藤原朝臣」などと記載するのと同じことだということに気がつかなかつたため、「若し然云ときは、源も平も藤原も共に、朝臣なれば、皆同姓と為むか、されば朝臣宿禰の類を、

姓と心得ては、源藤原の類と混^マひて分別^キなし」という論理を展開し、氏の名とか、氏の名と朝臣宿禰の類との連称などのカバネには「姓」字は当るが、朝臣宿禰の類のカバネについては「姓」字は当らなという結論に達したのであった。宣長の古典における漢字不信論一般は別として、この「姓」字には余程困難を感じたと見え、「凡て萬^ツの言漢字によりて意を誤ることは常なる中に、此ノ加婆禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめ^ノ姓^ノ字には拘はるべからず、此ノ字を忘れて思ふべきなり」と言うまでにいたっているが、そもそも「宇遲に、氏ノ字を書くはよく当れり、加婆禰に姓ノ字は、当る処と当らぬ処とあり」、朝臣宿禰はカバネではあるが「姓」ではない、という所論はこの場合は漢字にとらわれすぎた無意味な考えではなからうか。むしろ、カバネに対する先入観を捨てて古典に直接すれば、上記の理由によつて、朝臣宿禰の類のみでは「姓」にはならず、従つてまたそのみではカバネとは言わぬのではなからうか。カバネというのは、その語源語義の問題はきわめて難解であるが、例えば宣命に、「其負而可仕奉姓名賜」うその「姓」であり、また冠位の昇降と共にその改替が毀誉褒貶の意味をもつ「根可婆禰」すなわち「本姓」であつて、要するに「難波連」「藤原朝臣」というような氏々の「姓」に対する訓であり、一個の概念であると言ふことができないであらうか。もしこのように言うことができるとすれば、かりに大化前代において氏の名に附して臣・連の類の称呼を賜与して政治的な地位が決定していたとしても、その称呼のみを中心にカバネの制度というものを規定することは、まず用語の点で当否を問われねばならないであらう。

かつて私は、大化前代の政治制度に対する通用語であるカバネの制度について、大略右のような年来の疑義に基づき、とくにその用語と、その用語の意味する実体および政治的意義を考えなおし、もし「制度」という言葉を用いるならば、厳密な意味では天武八姓こそ政治的な人名制度であつて、それが「姓(かばね)」の制度であり、大化前代の臣・連の類は氏族の政治組織を示すものと考えられるから、古典にしばしば見える「骨(かばね)」という人体の骨格系を連想させる用字が適し、それは人名制度ではなく、氏族を政治的に組織化する政策であり、そしてそういう「骨」の

政策が「姓」に転化した時期は大化前代ではなくて天武朝前後以降であると考えられるとした。その主なる理由としては、従来大化前代のカバネはオミ（臣）、ムラジ（連）、アタヒ（直）、ミヤツコ（造）などという称呼に漢字を当てたものと考ええる説が有力であるが、むしろ記紀などが一般的に示しているように、臣・連・直・造などと当初から漢字として用いられたと考える方が、それぞれの字義に氏族の皇室に対する親疎や従属の度合などが推測せられ、これらの称呼が多数の氏族を国家的に組織しようとする政策であったことがいわば合理的に説明しうることに、また、従来天武八姓を「新姓」とし大化前代のを「旧姓」とし、天武八姓は「旧姓」の制度を改めたものと考えられてきたが、書紀の天武八姓制定の詔文の「更改」の意味が大化前代の制度としての「旧姓」を改めたというようには解しにくいものであつて、むしろ八姓制定直前の賜姓を更に改めたと解することが穏当であること、そのほか大化以後の天智・天武両朝にかけて氏族の定姓ということが国家的事業として行なわれたと見られ、それこそが人名制度としてこの「姓（かばね）」の制度の開始であつて、それは律令時代に継続発展するものと考えられることなどを指摘した。⁽⁶⁾

しかし、旧稿においては、考察の力点がかバネの制度という用語を天武朝前後以降に適用すべきだという見解の主張にとどまり、それを論証するための大化前代の制度を適確に理解するまでにはいたらなかった。従つて論旨もおおむね用字や史料の解釈に終始し、説得力に乏しかったことは否定しえない。とくに、カバネというものを「姓」と「骨」の二義に分類し、「骨」の「姓」への転化という現象を天智・天武朝の時代のこととしたことについては、「骨」の意味でのかバネを具体的に明らかにしえなかつた段階では単なる見通しに終つて、結果としては説明不足となつた。本稿では、この点の反省に立つて、従来大化前代のかバネの制度と言われるもの、またはそのカバネの称呼になるものについて、より根本的に文献的ないし史料的基础を検討し、旧稿でも主張した天武朝前後における「姓（かばね）」の制度の成立という問題を改めて考えなおしてみたいと思う。

註

- (1) カバネおよびカバネの制度に関する戦後の研究動向については、佐伯有清氏『新撰姓氏錄の研究』（研究篇）所収「カバネについての研究動向」に要を得た紹介がある。
- (2) カバネの制度というのは、概念規定としては政治制度であるとするのが今日一般の常識であるが、国学者ないしその流れを汲む明治以後の学者においては、概して、社会制度と政治制度を区別せず、むしろ漠然と国家社会に固有の調和体制と考える傾向にあった。しかし、カバネというものを大化前代の制度論に発展させたのは、カバネというものを詳細厳密に研究した宣長ではなく、宣長の研究に殆んど全面的に拠りつつ、さらに大化後代の律令制との対比を強く意識した平田篤胤や伊達千広の所説であったことは注意されてよい。従って、その後の概念規定の変遷は別として、今日もなおカバネの制度という言葉で大化前代の通用語とすることについては、当然両者の所説を検討すべきであるが、ここでは出来るだけ古典に直接するという方針をとったので、両者の所説は敢えて省略する。
- (3) 宮崎道三郎博士『姓氏雜考』（『法制史論集』所収）
- (4) 中田薫博士『可婆根考』（『法制史論集第三卷』所収）
- (5) 本居宣長全集『古事記伝三十九』
- (6) 拙稿『いわゆるカバネの制度について』（北大史学創刊号）（以下「旧稿」という場合はこれをさす）

第一章 いわゆるカバネの制度の文献的徴証について

改めて言うまでもなく、五世紀を中心とする前後の時代に政治制度としてこのカバネの制度なるものを想定する所以は、いわゆるカバネの称呼が——とくにこの時代には——政治的な意味をもっていたと考えるからにはかならない。カバネの称呼については、カバネ研究の集大成者太田亮博士が発生史的に原始的姓、制定的姓、官職的姓の三種類に分類されたことは著名であるが、五世紀のころのカバネとしては、その制定的姓のうち記紀に登場する人物がもつ臣・君・連・造・直・首などをあげるのが普通である。政治的意味をもった⁽¹⁾というのは、これらのカバネを称することによって大和朝廷における氏の首長ないしその成員の政治的地位が世襲的にきめられていたということを言うのである。もちろんこれらのカバネは自称するものではなく、大和朝廷の国王の賜授するものであり、また国王によって賤

降、剝奪される場合もありうる。しかし、これらの称呼自体に上下の序列や特定の地位内容がきめられているわけではなく、ただ一般的に臣・連はひとしく朝政に参劃する最高のカバネであり、造は中央官としての伴造の、直は地方官としての国造のカバネとして次に位し、君は本来地方君主のカバネであるということが或る程度基準的に考えられているにすぎない。以上が従来考えられている政治的意味の主なる内容であるが、最近石母田正氏はカバネというのは形成過程にあるヤマト王権の身分秩序であり、その賜与、剝奪は王権の重要な機能の一つであり、それをもつことは王権の身分秩序に組み入れられることであるという見解を示され、カバネのもつ政治的意味を王権を中心とする身分制的な秩序に求められている。⁽²⁾ この見解はカバネに関する今日の研究動向を代表するものであるが、いずれにしても従来、カバネの制度というのは五世紀前後の時代にかなり実体的にその存在が想定されてきているのである。

しかしながら、その実体的想定はいったいどれほどの確証に立脚するものなのであろうか。上述の制度的内容の大部分が記紀を基本史料としている以上、主として記紀におけるカバネに関する記載を検討し、その制度的存在の文献的徴証がどれほどあるかを辿ってみよう。すなわちまず第一に、(一)、記紀にはほぼ応神・仁徳朝（五世紀の初めごろと考えられる時代）ごろより氏の名にカバネを附している人物が現実の人として多数登場するし、また(二)、允恭朝（五世紀のほぼ半ばと考えられる時代）にはたとえ制度として制定されたということではないにしても氏姓の匡正が行なわれたという伝承があり、さらに(三)、書紀においては、雄略朝（五世紀後半）より臣・連のそれぞれ代表者とみるべき大臣・大連の称呼の授与が行なわれてゆくばかりでなく、この朝よりカバネの総称と言われる「臣連伴造国造」などという定型句の呼称が記載されており、これらによつて大化前代におけるカバネの慣用ということは一応想定しうるのである。記紀の信憑性は大いに問題であるが、応神・仁徳朝ごろからの皇室系譜や対外関係記事などかなりの史実が認められることもこの想定を助けよう。しかし記紀のカバネの記載にはやはり問題が多い。(一)については、記紀のカバネは殆んどみな天武朝以前のものである筈だが、古事記の三宅連（垂仁天皇記）・鏡作連（神代）・日下部（草壁）連（開化

天皇記）、書紀の三宅連（垂仁九十九年紀、天武元年紀）・船連（欽明十四年紀）・日下部連使主（顯宗即位前紀）・草壁連醜経（白雉元年紀）・伊吉連博徳（天智六年紀）など本来三宅吉士・鏡作造・船史・草壁（日下部）吉士・伊吉史と記載さるべきところを天武十二年に賜わった連としている。つまり少数例だが明らかに天武朝賜姓後の記載があることは、他のカバネの記載も果して古くからのカバネを正確に伝えたものかどうかを疑わしめるものであろう。また(二)については、クカダチ（盟神探湯）のような神盟裁判の慣行の事実は別として、それと氏姓の匡正が結びついて行なわれたかどうかは疑わしく、津田左右吉博士の帝紀旧辞論からすれば、「かういう記事が、種々の物語から成立つてゐる旧辞の全体の姿と、調子の合わないものであることを思ふと、それが如何にして古事記に記されてゐるかが問題となる。」わけであつて、結局「帝紀ができてから後」の、つまり推古朝以後の後世の造作と見るのが正しく、五世紀の史実とは見がたいものである。また(三)については、いずれも官職的なものとして記載されていて身分制的なカバネの概念と相異するのみならず、古事記に計三例しかない大臣・大連の記載中、本来大連でありそうな物部氏が「大前小前宿禰大臣之家」と大臣と記されるなどの混乱が見え、また古事記には見えぬ「臣連伴造国造」の定型句は大化後まで記載されていて、少なくとも大化以後の特殊な政治用語ではないかという疑いを濃くし、さらにこの用語に含まれる伴造のみは氏の名と連称されるカバネではないことが注意されるなど、この種の記載から五世紀時代に政治的意味をもったカバネの存在というものはあまり明確に浮びあがつてこない。従つて、記紀にカバネに関する記載があるからと言つて、その記載そのものをいわゆるカバネの制度の文献的徴証とはなしがたいのである。

もつとも記紀の記載に問題があるからと言つて、そのことだけで記紀のカバネが否定し去られたわけではない。カバネというものが氏に世襲的なものであれば、上記(一)の応神・仁徳朝ごろより登場する人物のカバネは五世紀前後のそれを伝えているかもしれない、もし記紀の記載中または記紀以外の大化前代の年代の明らかな記録にカバネが発見されれば、記紀のカバネも全体的にその古き存在を立証しうることにならう。そこで第二にその点を考えてみると、右

と同様の問題意識に立たれたものか、五世紀にはすでに「氏と姓による大王家を頂点とする身分支配の秩序が形づくられている」ことを想定される上田正昭氏は、「そのことは、隅田八幡宮人物画像鏡銘に開中費直（河内直）とする氏姓をもつものがあり、欽明朝に近いころの成立と考えられる百済本記に委意斯移麻岐弥とか加不至費直などと君・直の姓がみえていることによつても証明される。」（原文のカギカッコ、ルビを便宜省略した）としていられる。⁴上田氏がカバネの制度の確認をあえて書紀所引の朝鮮史書や金石文に求められたように、これらの文献はたしかに重要な証明材料であり、記紀のカバネは一見息を吹きかえすかと思われる。しかし、これらの文献のカバネにも実は根本的に明らかではない点がある。例えば、「費直」はふつう記紀の「直」とされており、それは誤りではないにしても、記紀で一字であるものがここでは二字であるのはなぜか。或いはまた、他の金石文ないし後世史料に「費」と記される場合もあるのはなぜか。この点については今日なお全く解決されていない。さらに右の「意斯移麻」は「押山」という名であるろうが書紀本文ではこの人物は「穂積臣押山」であつて「穂積君」ではない。してみると、「岐弥」をただちに記紀の「君」というカバネであると解してよいかどうか問題があり、後述のように百済本記のカバネには種々検討すべき点が少なくない。従つて、これらの文献がいわゆるカバネの制度の実体的存在を追求すべき貴重な資料であることはいうまでもないが、少なくとも「費直」と「岐弥」の二例のみをもつてしては充分な証明とはならないのである。

では以上のほかに文献的徴証とすべきものがあるであろうか。直接的証明材料とするわけにはいかぬが、第三に、ふたたび記紀の本文に戻り、カバネに関する国語呼称の問題をとりあげてみよう。なぜなら、今日五世紀前後にいわゆるカバネの制度を想定する場合、記紀に漢字で記載されている臣・君・連・直・造・首などが何等かの記録の上で実際に用いられたかどうかを問題にするのではなく、その国訓であるオミ（臣）、キミ（君）、ムラジ（連）、アタヒ（直）、ミヤツコ（造）、オビト（首）などという国語の呼称を考えるのがふつうだからである。五世紀と言えはすでに漢字の使用が知られている時代であるから、カバネが漢字で書かれた記録がないと考えているわけではない（現に隅田八幡宮

画像鏡銘の癸未の年が四四三年とすれば「費直」というカバネがすでに記録されていたことになるが、そうした記録はいわば一つの立証材料であつて、それよりもむしろ記紀研究の結果、記紀のカバネにもとづいて、大化後代はもとより大化前代においても一般に国語の呼称が行なわれていたと考えられているのである。しかして、臣・君・連・直・造・首などがすべて漢字の字音でよむのではなく国訓であることについては、宣長などの詳細な文献学的研究を引合いに出すまでもなく疑いのないところであり、またその訓がたとえ韓語に由来するものであるにせよ、すでに国語化したものであることも異論の余地はないであろう。いずれにしても上記のカバネが国語でよまれるものであるという事實は、カバネが氏の名とともに呼称されるものであるということと相俟つて、記紀のカバネに関する記載に種々疑問があるにもかかわらず、比較的容易にカバネの呼称の五世紀ごろにおける存在を肯定せしめる有力な論拠となっているのである。と言つても、ここでは記紀に無批判な国学者以来の研究成果を含めてはいるわけではない。記紀に批判的な近代の研究においても、カバネが国語でよまれるということによつて、記紀のカバネの漢字は国語を写したものの（または国語に当てたもの）であり、従つて漢字の記録が始まつてからはもちろん、それ以前から国語の呼称が存在したと解しているのではなからうか。直接カバネを中心に論及されているわけではないが、津田博士の著名な帝紀旧辞論はその意味で有力である。すなわち博士によれば、天武史局で稗田阿礼の誦習したという帝紀旧辞の最初の述作は六世紀中ごろの欽明朝前後であり、そして原型の完成を意味する第二の述作は推古朝以後まもなくのころであるが、その帝紀旧辞は漢文で書かれたものではなく（この点宣長が漢文で書かれたと考へたのと大きく相異する）、国語を漢字で写したものであらうという。⁽⁸⁾この場合、帝紀旧辞というの是一種の成書であり、現行の古事記から物語の形をなさない政治上の記録のみを除いた系譜や種々の物語の骨組みがほぼその内容として考えられているようであるから、そこにはカバネが記紀のように漢字で記載されていた可能性が考えられ、とすればそれは欽明朝以前に行なわれていた国語の呼称（或いは何等かの記録である場合もある）を写したものだということになり、五世紀ごろのカバネの呼称を推定せしめるのである。

もつとも近年現古事記の成立については種々議論の多いところであつて、古事記の書紀に対する相対的新しさが立証せられるならば、博士の帝紀旧辞論もその根柢を失なうことになるが、それにしても記紀のカバネがひとしく国語でよまれるものであることは当面の課題にとつては強味であらう(ただ、「使主此云於瀛」(顓宗紀)とか「支瀛」「岐瀛」(欽明紀)などのように漢字の字音でオミ・キミなどをあらわしている例から国語の呼称の古さを考える傾向があるかも知れぬが、前者は編者の分註であり、後者は前述のごとく問題ありとした百濟本記から本文に転入したもので、字音で国語を示すこれらの僅かな例は当面あまり有効な材料にはならない)。たしかに、オミ・キミ・ムラジ・アタヒ・ミヤツコ・オビトなどの国語は、従来の語義・語源の研究成果だけから考えても、それ自体のいかなる意義が必要とせられたかよく分らない臣・君・連・直・造・首などの漢字よりも古くから存在したように思われるのである。しかしながら、現行の記紀に直接するかぎり国語の呼称はあくまでも漢字の称呼の国訓として存在しているのであつて、問題は単にその国語の成語としての言語学的形成が古いか新しいかではなく、実際に大和朝廷において政治的な身分秩序としての特殊な呼称が存在したか否かにあるのである。記紀を見ても、これらの称呼は応神・仁徳朝ごろから登場する人物のカバネとしてむしろ無統制に長期にわたって見えるもので、或る特定の時期に一斉に見えているのではない。国訓であるということはそういう国語の存在を指摘しうるが、そのことと特定の時期に一個の制度として存在したかどうかとはおのずから別個の問題であらう。津田博士の上記の国語論も実は帝紀旧辞一般の文章論であつて、現に博士は別の個所で「造は皇室に対する身分の称呼ではなく、国または伴(部)の首長の地位の名である」とし、その国訓についても、もとはミヤツコではなく、カミ・ヌシ・キミなどが考えられるが恐らくキミの語を写したものであらうとし、またカバネ一般については通説をも含めて多くの疑問を保留しつつ、しかも例えば「国造に直のカバネの与へられたのは、大化から天智朝の庚午の年までの間であつたらう。」などと、通説といちじるしく齟齬する諸見解を述べていられるのは注目すべきである。ただ博士はやはり記紀のカバネは国語を写したものであると考えられているわけで、その前提として、記紀の源流に遡り、「さて、

我国で漢字を用ゐようとする場合に、第一に考へられたのは、国語の単語を漢字で写すことであつたと思はれるが、それには漢字の意義をすてて其の音のみを取り、一種の音標文字、即ち所謂仮名、として用ゐるのと、漢字の意義のみを取つてそれを国語にあてて、即ち所謂訓を用ゐる、更に換言すれば国語を漢語に訳して記すのと、二つの方法があつたはずである。さうして此の二つが並び行はれると、それを混合して用ゐること、即ち所謂音訓併せ用ゐる第三の書き方、も生じたに違ひない。」という一般論があるわけであるが、カバネの場合はこの第二の方法ということになる。しかしこの方法の場合、漢字の意義をとつてそれに国訓をあてて、換言すれば、博士とは逆に、漢語を国語に訳す、即ち漢語を記して国訓を用ゐる、という書法もあつたのではなからうか。具体的に言えば、はじめにオミ・キミ・ムラジという国語の呼称が用いられていて、後に記録に際してそれを臣・君・連という漢字で記したのではなく、はじめに漢字が採用されて記録され、同時にそれに国訓が用いられて国語の呼称が行なわれるようになった、と考えることもできるのではないかということである。問題がカバネに関する漢字とその訓である国語との先後論になつたが、国学者流にアプリオリに、漢字はすべて当字であり、カバネというものは氏の尊称から自然に發達した古い呼称である、という見解に批判的なものにとつては許さるべき議論であらう。が、少なくともこれまでの考察で言えることは、記紀のカバネの漢字が国語の訓でよまれるからと言って、ただちに五世紀前後にその呼称の實際を想定するわけにはいかないということである。

以上三項にわたつて從來想定されているカバネの制度に関する文献的徴証を見てきたが、いずれも充分な徴証がえられないのみか、むしろ根本的に疑ふべき諸点があることを一応簡略に指摘した。そこで次に、その疑わしき記紀のカバネ（漢字の称呼）を、実体論的にはなく、記紀という現行の文献そのものの中で、新たな角度から、できるだけ厳密にその意味（ないし役割）や年代を考えなおしてみたい。津田博士の帝紀旧辞論もそうであるように、記紀に立脚して想定されたことからは、結局記紀の記載そのものの研究によつて判断するほかはないのである。

註

- (1) 太田博士『日本上代に於ける社会組織の研究』によれば、原始的姓とは、公・彦(我孫)・媛・皇師・戸畔(戸賣)・倉下・祝・積・使主・長・勝(村主)・吉士・王・宿禰・耳(彌々)・主(爾支)・根子・臣・大身・玉(多模)・別であり、制定的姓とは、臣・公・連・造・直・首・真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師であり、官職的姓とは、国造・県主・稻置・別・神主・畫師・薬師・日佐・史であるということになるが、この分類は多少恣意的であり、例えば天武八姓などは制定的姓として独立して然るべきだが分断されており、そのほか吉士・別・史の分類にも問題があり、また公と君は区別されるべきだが公のみがあげられている。従って、今日一般には、博士の分類法のみは一つの基準として参考とせられるが、その内容については必ずしも標準の見解とはされてはいない。なお、最近平野邦雄氏は、博士の原始的姓は「自称や他称にすぎず、個人かぎりで氏族に関係なく、世襲されたらしくもみえないので、カバネとは本質的にちがうといつてよい」とし、「カバネの本質は氏の首長が朝廷から与えられ、氏の公的な地位をあらわしこれを世襲するところにあるのだから」(傍点原文) 制定的姓と官職的姓とをカバネとすべきであらうとされている(岩波講座『日本歴史』古代2 87頁)。

- (2) 最近の石母田氏の見解とは「ヤマト王権の身分秩序は、カバネ(姓)であり、その起源は不明としても、中期(ヤマト王権の三段階を、四世紀六十年代の朝鮮出兵以前の「初期」、その後南鮮支配を確立し西日本の支配に重点が置かれる「中期」、五世紀中葉から継体・欽明朝以前の東国支配が完了した「後期」に分ける——筆者註) 以後カバネの賜与、剝奪は王権の重要な機能の一つであった。キミ(君・公)・オミ(臣)・ムラジ(連)等のカバネは——後にそれは三十以上の種類におよび、ヒト(人)・ヤカラ(族)・ベ(部)等の卑賤な身分をしめす第二次的カバネが派生する——、本来新羅の骨品制のような垂直的身分秩序を標示するものではなく、カバネをもつことはヤマト王権の秩序に組み入れられることを意味した。」(岩波講座『日本歴史』原始および古代1 21頁)という文をさす。

なお、これより先、西嶋定生氏は『古墳と大和政権』(岡山史学会刊『岡山史学』第一〇号)において、カバネの身分秩序ないしカバネの地域的拡大ということと古墳の発生増加を対比的に詳説し、古墳時代中期における前方後円墳の被葬者をキミ・オミ・ムラジ・アタヒ等のカバネ身分をもつものと想定し、古墳の营造ということを国家的身分秩序の表現とされている。

- (3) この津田博士の見解は注目すべきものを含んでいるが、「允恭の巻の氏姓に関する記事に天下氏氏名名人等之氏姓とあるのは、孝徳紀の大化二年の詔勅に卿大夫臣連伴造氏人等名王民とあのと同じいひかたであることを、考ふべきである。必しも大化のころのみに行はれてゐたいひかたとすべきではあるまいから、このことによつてこの記事の作られた時代をきめるわけにはゆかぬが、氏姓の混乱といふことは氏姓が決定まわつてある時代にはじめて考へらるべきことであり、さうして氏姓の定められたのは帝紀ができてから後のことであるから、この記載が後世に作られたものであることは明かである。」(『日本古典の研究』下 四五頁)という文の「帝紀」というのは、博士の所説の前後によつて判断すると、欽明朝(六世紀前半)ごろに最初にまとめられた帝紀ではなく、

推古朝までの帝紀を指すようであり、従って(二)の伝承は推古朝以後(何時とは明確には言えぬとされる)の後世の造作と考えられたことになる。

- (4) 岩波講座『日本歴史』古代2 22頁

- (5) 本居宣長全集『古事記伝』の随所に見える。

(6) 『日本古典の研究』第一篇「記紀の研究の序説」、第五篇「書紀の書きかた及び訓みかた」に主として論旨が述べられている。なお念のため肝心の箇所を引用すると、帝紀旧辞の述作については「その(旧辞―筆者註)述作の時代は固より明かには知られないが、古事記に物語のあるのが顕宗天皇までであるのを見ると、その時からあまり遠からぬ後、たゞしその時の記憶がかなり薄らぐほどの歳月を経た後、多分、欽明朝前後、即ち六世紀の中ごろに於いて一とほりはまとめられたのであらう。」「なほ、古事記の皇室の系譜が推古天皇で終つてゐるは、阿礼の取扱つた帝紀がそこまでであつたからであらうから、これは帝紀が推古天皇の後まもないころに編纂せられたことを示すものかと思はれるが、更に臆測を進めるならば、これもまた旧辞と同様、欽明朝ごろに一度まとめられてゐたのを、後になつてそのあとの部分を追補したのかと考へられる。」とされ、その国語論に関しては、「実際、帝紀旧辞は、概していふと漢字で国語を写したものであつたらうし、少くとも固有名詞などはみなさうであつたに違ひなく、さうしてそれは、全く言語の性質が違ふ支那語の表象である漢字を以て国語を写す、といふ無理なことをしてゐる上に、その写し方は一定してゐず、時代と記者とによつて、種々になつてゐたであらうから、時を経た後になつて他のものが見ると、解し難く読み難いところが多かつたに違ひない。国語で書かれてゐる此の古事記を見てもそのことは類推せられるので、……略……。さうして阿禮の前に提出せられた帝紀旧辞が同じようにわかりにくかつたことは、上に引いた上奏の末尾の方を見ても想像せられるので、辞理匠見といふべきことが甚だ多かつたらう。安萬侶が写し難いとしたことは、即ちまた古書の解し難い所以であつて、帝紀旧辞は、ほぼ此の古事記と大差の無いやうな書きざまのものであつたと考へられる。」「書紀は、一般には漢文でのみ書かれてゐるやうに思はれてゐるらしいが、実は必しもさうではない。編者の意図ではすべて漢文にしたかつたであらうが、さうはできなかったところがあるのである。また世間では、始めて漢字が用ゐられるやうになつた時には、書かれた文章は漢文であつたと思はれてゐるらしいが、これは全くの誤であつて、漢字を用ゐたのは国語を写すためであり、文章はすべて国語で書かれたのである。」「(以上第一篇第四章「記紀の由来、性質、及び二書の差異」五四―五頁)というやうな箇所である。

- (7) 梅沢伊勢三氏『書紀から古事記へ』(文学一六の九)、同氏『記紀批判』 上田正昭氏『日本古代国家成立史の研究』所収、IV「古代豪貴族の系譜と思想」中、第二「氏族系譜の成立」 松本雅明氏『古事記の奈良朝後期成立について』(史学雑誌六四の八・九)

- (8) 『上代日本の社会及び思想』所収 第三篇「大化改新の研究」

- (9) 『日本古典の研究』下、第五篇「書紀の書きかた及び訓みかた」二九二頁。

第二章 記紀におけるいわゆるカバネの年代考証

第一節 記紀におけるカバネの記載とその年代

記紀の成立——その編纂過程——については難題が山積しているが、両書とも天武朝史局の設立を出発点として、その後かなりの歳月を経過して奈良朝に完成したことには誰しも異論はない。従って記紀におけるカバネの記載は、いかなる原史料によったかは別として、ともかくすべて天武朝以後の両書の編纂者たちの眼を通ったこともまちがいないのである。

ところで、周知のように、記紀における（天武朝以前の）カバネは、殆んど天武朝八色姓以前のいわゆる「旧姓」なのである。従ってそれらのカバネは古くから天武朝の賜姓以前まで世襲的に伝えられてきたカバネであり、天武史局以前に存した記紀のものと諸史料にもそのまま記載されていたと考えやすい。しかし第一章でも述べたように、鏡作連・三宅連・船連・草壁（日下部）連・伊吉連はもとほ明らかに鏡作造・三宅吉士・船史・草壁（日下部）吉士・伊吉史であつて、これらが連となつたのは天武十二年であるから、少なくともこの五氏を記紀の天武朝以前の箇所として記しているのは、天武十年に開始された天武史局以後の加筆だということになる。そして、もしも天武十二年以前の旧記などにカバネが記載されていたとすれば、それは恐らく造・吉士・史などであつたろうと臆測される。

同じことは、物部連についても言えそうである。物部連は天武十三年の八色賜姓で朝臣になつてゐるが、その前年の天武十二年にやはり物部首から物部連になつてゐるからである。もつともこの物部首は朝臣になつた物部連とは違ふ氏ではないかと考えられ、その方が普通一般に古代史の常識であろう。物部氏は何と言つても大化前代に栄えた名門であり、壬申の乱に際しては物部（朴井）連雄君が大功あり、また近江方であつた物部連（石上朝臣）麻呂は後に新羅

大使、左大臣となる人物であつて、これらの物部本宗の氏が首という低い地位のカバネである筈がないというわけである。⁽¹⁾ たしかに朝臣になつた物部氏というのは物部本宗であつて他の同族とは違ふと思われるが、物部連が大化前代の名門であつた伝承はともかくとして、その連というカバネは疑問である。というのは、垂仁三十九年紀「一云」に石上神宝を掌つた「春日臣族市河」というものが「是今物部首之始祖也」とあり、しかして同八十七年紀本文では物部十千根が神宝を掌り、「故物部連等至于今治石上神宝是其縁也」とあり、市河を祖とする物部首とニギハヤヒノ命を祖とする本文の物部連とは違ふ氏であるかのごとくであるが、両者の祖はひとしく石上神宝の管掌者であつて、「一云」はもとより異伝にすぎず、市河と十千根は同一人物なのである。後世の偽作とされる天孫本紀（先代旧事本紀）に共に神宮に奉斎した兄弟として「大新河命」「十市根命」の名がならんでいるが、この後世の系譜から「市河」という名の由来が解けそうではないか。春日臣の祖はアメオシタラシヒコノ命（孝昭天皇の長子）であり、物部連はニギハヤヒノ命で出自が異なるが、市河は春日臣族であつて春日臣そのものではなく「春日臣族市河」という異伝は物部が石上に改められた天武朝以後の春日朝臣と石上朝臣との何等かの関係から生じた後世の造作と考えられる。とすれば、書紀にいかにも強大豪族であるかのように語られている物部氏の伝承も、この後世の物部（石上）朝臣家の家記——持統五年上進の十八氏の「祖等纂記」には石上・春日両氏が入っていることも考え合ふべきであらう——からの潤色がかなり濃いと見ねばならない。とくに注意すべきは、物部氏の誇る「大連」という称呼であつて、書紀垂仁紀に物部十千根大連」とあるのは垂仁紀ごろとしては奇妙であり、古事記允恭記の（物部）大前小前宿禰大臣之家」というのも本来ならば大連または連とあつてよきところであり、伝承自体に破綻が見える。また景行紀の「物部君」というのも、本来連である筈の物部としては甚だ疑問である。しかるに、大化前代に活躍する物部には物部首を称する者は一例もないが、やはり壬申の乱に際して近江方に物部首日向なるものの名が見え、これが本宗の雄君や麻呂とどういう関係にあるかは不明だが、古事記上巻の分註系譜で物部連、采女臣と同じくウマシマデの命（ニギハヤヒの子）

を祖とする穂積臣の兄弟と一緒に倭京に遣わされ、飛鳥寺の西の槻の下に陣營をはって吉野方に敗北している。もちろん確証はないが、穂積臣と行動を共にすることと言ひ、倭京に詳しく見えることと言ひ、この物部首は古事記分註系譜の物部連とは無関係ではなさそうである。このように祖先系譜が結局は同一らしく、しかも大連や連という称呼にかなりの疑点または後世的潤色のあとが見えるとすれば、物部氏というのは実は天武紀十二年に記すごとく物部首であるのが正しく、ただ物部連麻呂のような本宗と物部首日向のような枝宗とがわかれていて、共に天武十二年に連になったのであるが、翌年にはその本宗だけが物部朝臣、そして石上朝臣となったのではないかと臆測されるのである。天武十二年に物部首と共に連となった三十七氏は殆んど皆大化前代の伴造、すなわち伴（部）の首長であつた氏族であり、物部氏のかつての強大な勢力というのの要は皇権の發展にともなう伴造としての地位に由来することが多いということが言えるならば、物部氏が大化前代以来物部首として三十七氏に列していてもそれほどおかしくはないように思われる。なお、物部氏が天武朝の晩年に矢継早に首↓連↓朝臣となつたことに不審をいだく向きがあるかも知れないが、それは物部氏のすべてではなく、本宗だけがまず朝臣となつたのであり、同じことは天武九年に連となつた忌部首首（子人）が同十三年に宿禰となつている事例にも見られる。天武九年の忌部連を梅沢氏は壬申の年の功賞と見ていられるようだが、壬申の功賞には敍位や賜封はあるが賜姓の例はないようであるから、これはやはり天武朝晩年の一連の賜姓と同一に解してよい。後述（第三章）のように、この忌部首に限らず、天武朝晩年に賜姓を二度うけた氏はまだほかにも十一例を数えるのであつて、物部首も同例と考えられるのである。従つて、記紀において天武九年以前の記載に物部連とある連は、天武九年以後の知識によるものであり、ということは天武十二年の鏡作連等と同様天武史局以後の加筆だということになる。そして、もし天武九年以前の旧記などに物部氏のカバネが記載されていたとすれば、それは恐らく首であつたろうと臆測されるのである。

しかしながら、物部氏についてこのような大胆な考察が許されるとすれば、古事記分註系譜で物部連と同祖の穂積

臣・采女臣の臣というカバネも天武史局以後の記載ではないかと疑われてくる。この古事記の分註系譜というのは、書紀の系譜と違つて全体として新しい氏族名が多く、しかも書紀の倍数に近い多数の氏族が命（みこと）や王に集中的かつ混然と同祖關係を結んでいるのは、何としても新撰姓氏錄に近い後世的思想の背景が形成されつつあることを感じさせるものである。もつとも、穂積臣はすでに継体朝から、采女臣は舒明朝から活躍する氏で新しい氏ではないが、例えば天武八姓で朝臣となつた臣姓氏族三十九氏中二十氏は孝元記分註系譜に集中しており、しかもそのうち波美臣・雀部臣・輕部臣・玉手臣はその朝臣賜姓の記事ではじめて史上に現われる新しい氏族であり、これらの氏族の記載が天武史局以後の記載であることは明らかである。こういう例は孝昭記分註系譜の壹比草臣（櫟井臣）、柿本臣（これは天武十年紀初出）にも見られるが、奇妙なことには雀部臣というのは神武記と孝元記の分註に祖を異にして二箇所に見え、恐らくは系譜記載上の誤りであろうと見るほかはないが、こういう意外な例によつて分註系譜の後世的作為すら想像せざるをえなくなるのである。すなわち、臣という「旧姓」のカバネであるからと言って、すべてが天武史局以前に成立していたとは限らないということがわかるのである。

このように記紀のカバネには疑問が多いが、梅沢氏は古事記の氏族について、そのカバネが「旧姓」であること、天武八姓に近い新興氏族が多いこと、一年前まで首であつた忌部連首（字人）が「帝紀及上古諸事」の記定事業に係しているのに、記紀共にアメノフトダマの命の箇所で「忌部首」の祖としているのは「記定」以前に「忌部首」という旧記が存在していたことなどをあげ、その文章（原古事記の文章）の「今」を天武前期（天武八年以前）と目されているが、これは確かに重要な着眼であると思う。しかしその旧記にあるカバネが首である点に注目する必要がある。同様のことは、忌部のほかに、八姓直前の天武九年・十三年に一齊に連姓となつた多数氏族についても考えられることで、これらの氏族は明らかにこの時点で連というカバネになつたのであつて、この時点までは造・直・首・吉士・史・県主などであつたのである。梅沢氏はこのうち、物部・三宅・草壁三氏を古事記が連姓で呼んでいるのは、

有力氏族なるがゆえに古くから連姓であつた者がいたことを示すものであると考えられたが、有力人物とか強大な勢力とか、かなり漠然とした物語的敘述を論拠にカバネの存在をきめてしまうことは、少くとも本稿では特に回避した方法なのである。⁽⁹⁾ 記紀の推古朝以前に見える倭直、凡川内直（大河内直）・葛城直・秦造・忍海（部）造などが直や造で、鏡作造・三宅吉士・船史・草壁吉士・伊吉史・物部首などが連でなければならぬ本質的理由は、これらが天武十二年に個人ではなく（個人のもあるが）氏として、一斉に連になつて、いるだけに、それを適確に発見するのはかなり困難であると言わねばならない。そして天武九年・十三年の一斉連姓賜姓の史料の信憑度は高いものであるから、ともかくも天武九年以前に造・直・首・吉士・史・県主などのカバネが存在したことは確かなのである。しかし、にもかかわらず、古事記は物部・三宅・日下部・鏡作については連と記載し、書紀は物部・三宅・船・草壁・伊吉を連として、一方で物部首・物部君・船史・草壁（草香部）吉士・壹伎直・壹伎史などという記載も見えるのである。古事記の場合はそれらの氏に関する限りカバネを天武朝以後の知識で加筆していると見られるが、書紀の場合は三宅氏を除き四氏については天武朝賜姓以後の知識とそれ以前の知識とが混在している。しかも天武十二年に連になつた物部氏は首であり壹伎（伊吉）氏は史だが、書紀は君の物部氏や直・県主の壹伎氏の存在をもつたえているのである。もつとも書紀においても注意すべきは、物部氏を除き実際の登場人物は殆んどが三宅吉士、船史、草壁吉士（日下部連使主の例を除く）、壹伎史もしくは壹伎直（伊吉連博徳の例を除く）など天武賜姓以前のカバネなのであつて、連は例えば、船史王辰爾をさして「今船連之先也」とか、「田道間守是三宅連之始祖也」のように明らかに後世的時点（天武史局以後）に立つ文章にあるであり、またそれぞれ唯一人の例外についても、前者は「帳内日下部連使主」とあつて明らかに後世の令制の知識をもつて書かれた部分であり、後者の「伊吉連博徳」はこれまた筆者の考証によれば持統朝に提出された『伊吉連博徳書』なる記録によつて記載した部分にあるのであつて、⁽¹⁰⁾ いずれにしても天武史局以後の編者の加筆であり、それ以前の史料に基づいたものではないのである。

このように見ると、記紀の臣とか連の記載年代、ひいてはそれらのカバネの成立年代に通念とは余程異なる重大な問題が新しく提起されてくることになるが、上記の諸例は記紀全体のカバネの記載から見てごく一部に関するものであり、記紀においては臣・連はもちろん、造・直・首・史その他のカバネが、応神・仁徳朝ごろ以後の登場人物にいわゆる「旧姓」として混然一体的に用いられているのみならず、それらのカバネがかなり信憑度の高い書紀の大化以後の記事に豊富に用いられている事実がある。従つて、カバネの記載は個々の氏族について検討すべきであつて一般論としての議論は慎むべきであるとの批判が寄せられるかも知れない。カバネというものが特定の時期に一斉に与えられたものではなく、氏族個々に随時与えて（世襲して）ゆくものであるという原則論もまた、若干の疑問は例外として記紀のカバネの記載を年代的にもほぼ肯定するであろう。しかしながら、記紀の記載は、何もカバネに限らず、ともかくも天武史局以後の編者によつて撰述されたものなのである。ここでは、編者の相異や交替、或いは史料条件等からくる異同、錯簡、不整一性等が少なくないが、しかしその半面、一貫せる基調、記載事項の統一性などもまた少なからず発見されるのである。そこで、この後者の視角に立つて記紀のカバネの記載を見ると、次のような興味ある問題を考察してゆくことができる。

というのは、ほかでもなく、記紀は全体として系譜の書であるという一面を重要な要素としてもっているが、その系譜構成の特性は皇室系譜を中心とする氏族の祖先系譜である点にある。そして祖先系譜と言つても、もちろん個々の氏族の家系ではなく、「祖」「別祖」「遠祖」「始祖」「上祖」「本祖」「先」「先祖」などときまざまな表現で記載されているように、その出自としての祖先を語ることが主で、そのプロセスとしての家系については殆んど語っていないのである。⁽¹⁾これは記紀のような皇室系譜（帝紀すなわち皇室の家系）を中心とした国家体制の正当性を主張する史書に⁽²⁾とつては当然のことだが、問題は

(一) そうした祖先系譜が神代以来推古朝ごろまで、或いは神々や皇室系譜に結びつけ、或いは皇室の歴代に活躍す

る人物に附載されていること、そして

(二) その場合、祖先には一様にカバネの記載がなく、その後裔氏族とされているものには一様にいわゆる「旧姓」が記載されていること

である。その状況を見るために、まず書紀の記載を祖先と後裔氏族とにわけて悉く列記してみよう。

神代上		祖先		後裔氏族	
①	天穗日命	(祖)	〔分註〕	出雲臣	
②	〃			土師連	
③	天津彦根命	(祖)	〔分註〕	凡川内直	
④	〃			山代直	
⑤	天兒屋命	(遠祖)		中臣連	
⑥	太玉命	(〃)		忌部君	
⑦	天鈿女命	(〃)		猿女	
⑧	太王	(〃)	〔一書〕	忌部	
⑨	天兒屋命	(〃)	〔〃〕	中臣	
⑩	天兒屋命	(〃)	〔〃〕	中臣	
⑪	天日鷲	(〃)	〔〃〕	忌部	
⑫	太玉命	(〃)	〔〃〕	忌部	
⑬	天穗日命	(〃)	〔〃〕	出雲臣	

栗国

出雲臣
土師連
凡川内直
山代直
中臣連
忌部君
猿女
忌部
中臣
中臣
忌部
忌部
忌部
出雲臣

神武紀										神代下									
⑤	④	③	②	①	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	⑰	⑯	⑮	⑭	
磐排別之子	井光	日臣命 道臣命	天種子命	推根津彥	火闌降命	天香山	天穗津大來目	天忍日命	牛置帆負神	玉祖命	石凝姥命	天鈿女命	天王命	天兒屋命	〃	天津彥根	〃	天穗日命	
(〃)	(始祖)	(〃)	(遠祖)	(始祖)	(本祖)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(上祖)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]	[〃]

紀伊国

吉野国櫛部	吉野首部	大伴氏	中臣氏	倭直部	吾田君	屋張連	來目部	大伴連	忌部	玉作?	鏡作?	媛女?	忌部?	中臣?	額田部連	茨城国造	土師連	武藏国造
-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	------

孝	孝	孝	孝	懿	安	綏
元	靈	安	昭	德	寧	靖
紀	紀	紀	紀	紀	紀	紀

⑥ 苞苴擔之子 (")
 ⑦ 饒速日命 (遠祖)
 ⑧ 道臣命 (")
 ⑨ 弟猾猛田縣主 (")
 ① 神八井耳命 (始祖)
 な し
 な し
 ① 天足彦国押人命 (始祖)
 な し
 ① 稚武彦命 (始祖)
 ① 大彦命 (")
 ② "
 ③ "
 ④ "
 ⑤ "
 ⑥ "
 ⑦ "
 ⑧ 彦太忍信命 (祖父)
 ① 鬱色雄命 (遠祖)

113

崇
神
紀

垂
仁
紀

⑨	十	千	根	(〃)		
⑧	大	鹿	嶋	(〃)		
⑦	彦	国	葦	(〃)		
⑥	武	淳	川	(遠祖)		
⑤	天	湯	河	板	舉	(〃)
④	長	尾	市	(祖)		
③	八	綱	田	(遠祖)		
②	長	尾	市	(〃)	[〃]	
①	大	友	主	(祖)	[二云]	
⑨	出	雲	振	根	(〃)	
⑧	武	諸	隅	(遠祖)		
⑦	〃					
⑥	豐	城	命	(始祖)		
⑤	彦	国	葦	(遠祖)		
④	大	田	根	子	(始祖)	
③	伊	香	色	雄	(祖)	
②	大	水	口	宿	禰	(〃)
①	大	綜	麻	杵	(〃)	
②	姥	津	命	(遠祖)		

和	珥	臣
物	部	氏
穗	積	臣
物	部	連
三	輪	君
和	珥	臣
上	毛	野
下	毛	野
矢	田	部
出	雲	臣
三	輪	君
倭	直	君
上	毛	野
倭	直	君
上	毛	野
鳥	取	造
阿	倍	臣
和	珥	臣
中	臣	連
物	部	連

御

成務紀
仲哀紀

⑩	夏	花	(祖)	⑪	豊国	別皇子	(始祖)	⑫	小	左	(祖)	⑬	大	確	命	(始祖)	⑭	〃			⑮	武	日	(遠祖)	⑯	所獻神宮蝦夷等	(別祖)	⑰	稻	依	別	王	(始祖)	⑱	〃			⑲	武	卯	王	(〃)	⑳	十	城	別	王	(〃)	㉑	磐	鹿	六	鴈	(遠祖)		な	し			①	大	酒	主	(祖)	②	熊	鰐		(〃)	③	五	十	迹	手	(〃)	④	内	避	高	等	(〃)	⑤	踐	立		(〃)	⑥	田	裳	見	宿	禰	(〃)
---	---	---	-----	---	----	-----	------	---	---	---	-----	---	---	---	---	------	---	---	--	--	---	---	---	------	---	---------	------	---	---	---	---	---	------	---	---	--	--	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	------	--	---	---	--	--	---	---	---	---	-----	---	---	---	--	-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	--	-----	---	---	---	---	---	---	-----

[illegible]

応神紀

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|----|----|---|----|-----|----|------|-----|-----|------|----|----|----|
| ⑫ | ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ |
| 王 | 阿 | 荒 | 眞 | 甘 | 眞 | 大 | 去 | | 大 | 根 | 日 | 千 | (俘 | | 熊 | 武 | 五十 | 倉 |
| | 直 | 田 | 毛 | 美 | 根 | 濱 | 來 | 〃 | 山 | 鳥 | 觸 | 熊 | 人 | 〃 | 之 | 振 | 狹 | 見 |
| 仁 | 岐 | 別 | 津 | 宿 | 子 | 禰 | 稚 | | 守 | 皇 | 使 | 長 | 等) | | 凝 | 熊 | 茅 | 別 |
| | | | | | | | 皇 | | 子 | 子 | 主 | 彦 | | | | | 禰 | |
| (〃 | (〃 | (祖 | (始祖 | (〃 | (〃 | (祖 | (〃 | | (〃 | (始祖 | (祖 | (〃 | (始祖 | (遠祖 | (祖 | (〃 | (〃 | (〃 |
| | | | | | | | | | | | | [分註] | | [〃] | [分註] | | | |

大和四邑
額田部

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 書 | 阿 | 上 | 來 | 紀 | 壹 | 阿 | 深 | 榛 | 土 | 大 | 和 | 槻 | 漢 | 多 | 葛 | 和 | 吉 | 犬 |
| | 直 | 毛 | 目 | | | | 河 | 原 | 形 | 田 | 珥 | 本 | | 吳 | 野 | 珥 | | 上 |
| 首 | 岐 | 野 | 衣 | 直 | 伎 | 曇 | 別 | 君 | 君 | 君 | 臣 | 首 | 人 | 吉 | 首 | 臣 | 師 | 君 |
| | 史 | 君 | 縫 | | 直 | 連 | | | | | | | 師 | | | | | |

仁德紀

[illegible]

筑紫君

的 小 的 播 小 的 平 倭 出 御 猪 苑 笠 三 香 上 下 吉 倭
 泊 磨 泊 群 雲 使 名 野 屋 道 道 備 漢
 瀨 國 瀨 臣 臣 直 臣 君 部 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 直
 臣 造 臣 造 造 臣 臣 直 臣 君 部 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 直

履中紀	反正紀	允恭紀	安康紀	雄略紀	清寧紀	顯宗紀	仁賢紀	武烈紀	繼體紀
① 阿知使主 (〃)	② 鷲住王 (始祖)	③ //	① 根使主 (祖)	① 楯 (〃)〔分註〕〔旧本云〕	② 吾笥 (〃)	① 伊与來目部小楯 (先祖)	② 倭俗宿禰 (祖)	① 法師君 (祖)	① 菟皇子 (先)
⑪ 難波根子武振熊 (〃)	⑫ 縣守 (〃)	⑩ 竹葉瀨 (〃)							
上毛野君	和珥臣	笠臣	漢直	讃岐国造	阿波国脚咋別	坂本臣	石河股合首	土師連	山部連
近江国	狹狹城山君	壹伎縣主	倭君	三国公	酒人公				

[illegible]

以上はすべて記載順であるが、氏族名のなかにはカバネが記載されていないものも若干あり（忌部？、主水部、新羅人など）、逆に祖先名にカバネのあるものもあるが（宿禰臣、賢遺臣、口持臣、眞野首）、前者は省略・部名・帰化人をさす

場合、後者は真野首を除き、後世の知識上の産物と見なされるものであつて、全体を考える上に支障はない。つまり祖先には氏の名もカバネもなく、後裔氏族にはひとしく「旧姓」が記載されているのである。そして注意すべきは、これらの祖先がその都度裔後氏族の名を帯して（または冠して）各天皇紀で名をあらわし、或いは活躍するのであるが、一方応神・仁徳朝ごろからはカバネをもつ人物がその時代の人として各天皇紀に登場する。便宜上安康紀までの人名を列記すると、

(景行紀) 諸縣君、泉媛 水沼縣主、猿大海 大伴武日連、穗積氏忍山宿禰

(仲哀紀) 中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連

(神功紀) 中臣烏賊津使主、依網吾彥男垂見、穴戸直、踐立、倉見別、五十狹茅宿禰、斯麻宿禰、荒田別、鹿我別

(應神紀) 櫻井田部連、男組、紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰、甘美内宿禰、諸縣君、牛諸井、日向諸

縣君、牛、平群木菟宿禰、的戸田宿禰

(仁徳紀) 茨田連、衫子、吉備品遲部雄鯨、播磨佐伯直、阿俄能胡、紀角宿禰、酒君、石川錦織首、許呂斯、依網屯倉阿

弭古、倭直、吾子籠、閭鷄稻置大山主

(履中紀) 葛城襲津彥、羽田矢代宿禰、平群木菟宿禰、物部大前宿禰、阿曇連、濱子、倭直、吾子籠、平群木菟宿禰

蘇我滿智宿禰、物部伊葛弗大連、圓大使主、物部眞膽連、(稚櫻部造)、膳臣、餘磯、(稚櫻部臣)、車持君

(允恭紀) 玉田宿禰、尾張連、阿襲、中臣烏賊津使主、倭直、吾子籠、大伴室屋連

(安康紀) 物部大前宿禰、難波吉士、日香蚊

(以下省略)

のごとくである。これも記載順であるが、中にはいわゆる「旧姓」のないもの、或いは倉見別・五十狹茅宿禰(神功紀)・甘美内宿禰(應神紀)のように祖先としても単独としても登場するものもある。この場合、応神・仁徳朝前後に

かなり頻繁に出てくる宿禰・使主というのは、やはり祖先系譜の記載にも同じ頃出てくる。一般にはこれらがスクネ・オミという国語として古いカバネであるように考えられているが、これらの氏が記紀の伝承に有力氏族であるものが多いことから考えると、案外八姓の宿禰や「旧姓」の臣と発想のつながる編者の創作であるかも知れない。が、それはともかく、次の雄略紀から天武紀までは飛躍的に「旧姓」を有する人物が増大して各天皇紀に活躍するようになることは、いちいちここに明示するまでもないことであろう。これを要するに書紀においては、天皇紀の代が下るほど例が少なくなはるが、神代以来推古朝までがカバネのない祖先の時代であり、景行朝以後天武朝までは「旧姓」の時代であるということになる。書紀は言うまでもなく、神代紀に続いて歴代天皇紀によって構成された編年体的な年代記なのである。しかしながらカバネの記載を中心に見ると、そこには氏族の「カバネのない時代」と「カバネの時代」或いはまた「祖先の時代」と「後裔の時代」という二つの大きな世代が意識されていることが知られるのである。もちろんこの二つの世代は、天皇紀を中心に見るときは景行朝（と言っても、書紀は神功紀までは伝説的要素が多く、その点で応神紀以後と或る程度の線を画するし、登場人物の活躍の度合から見ても、既述のように応神・仁徳頃とした方が適切であろう）から推古朝頃までは重複するのである。換言すれば「祖先の時代」と「後裔の時代」とが重複する。従つてそのような世代の意識が存在したと見ることは一見無理のようであるが、しかしそれならば書紀が紀年の引伸しという難題に対処していくかに多くの非合理や矛盾をあえておかしたかという周知の事実を考えてみるがよいのである。書紀における時間的な歴史意識というのは、本質的には外来の編年体的な帝紀の形式によって示されているのではなく、むしろ右に見たようなカバネを中心とする二つの世代観なのであり、それゆえに神代史もまた超越的な神々の世界ではなく、人間の世界につながっているものであり、そして多分にそれをモデルにすることによって現実の歴史的世界に編入されているのである。古事記の記載もほぼ同様であると言わねばならない、古事記は、その神代（上巻）と神武・応神朝（中巻）に集中的に記載されている分註系譜によって、書紀以上に系譜の書としての特質をになっているが、分註系譜の最後

の記載は宣化天皇記（下巻）であり、天皇の二人の皇子を、

火穗王者志比隨 君之祖 惠波王者婁那君多治 比君之祖也

のように祖とした氏族の祖先系譜で終っている。一方、本文はどうかと言うと、

神武記 ① 大伴連等之祖道臣命

② 久米直等之祖大久米命

綏靖記 ① 師木縣主之祖河俣毗賣

懿德記 ① 師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命

孝昭記 ① 尾張連之祖奥津余曾

孝元記 ① 穗積臣等之祖内色許男命

② 尾張連等之祖意富那毗

③ 木國造之祖宇豆比古

開化記 ① 丸邇臣之祖日子國意祁都命

崇神記 ① 尾張連之祖意富阿麻比賣

② 丸邇臣之祖日子國夫玖命

垂仁記 ① 出雲國造之祖岐比佐都美

② 三宅連等之祖多遲摩毛理

景行記 ① 吉備臣等之祖若建吉備津日子

② 三野國造之祖大根王

③ 吉備臣等之祖御鋸友耳建日子

- | | | |
|-----|---|-----------------|
| 成務記 | ④ | 尾張國造、之祖美夜受比賣 |
| 仲哀記 | ① | 穗積臣、等之祖建忍山垂根 |
| | ① | 難波吉師部之祖伊佐比宿禰 |
| | ② | 丸邇臣、之祖難波根子建振熊命 |
| 應神記 | ① | 櫻井田部連、之祖嶋垂根 |
| | ② | 秦造、之祖漢直、之祖仁蕃 |
| 履中記 | ① | 倭漢直、之祖阿知直、 |
| 安康記 | ① | 坂本臣、等之祖根臣、 |
| 清寧記 | ① | 平群臣、之祖志毗臣、 |
| 繼體記 | ① | 三尾君、等之祖若比賣 |
| | ② | 尾張連等之祖凡連、之妹目子郎女 |

のように繼體天皇記まで記載がある。この本文の場合、履中記から祖先にもカバネが記載されているが、書紀では阿知直・根臣は阿知使主（応神紀など）・根使主（安康紀）であり、志毗臣は平群臣鮪（武烈紀）であえて「某之祖」とは表記されておらず、凡連の例をも含め、誤記ではないにしても全体として上の後裔氏族のカバネに誘発されて記載されている感が強い。とすれば分註系譜をも含め祖先にはやはりカバネが記載されないのが原則であったと考えてよい。

また祖先としてではなく、その時代の人として登場する人物は、全体としても多くはないが、

（仁徳記） 諸縣君、牛諸 吉備海部直、丸邇臣、口子 山部大楯連、

（履中記） 若櫻部臣、比賣陀君、

（反正記） 丸邇之許碁登臣、

(允恭記) 大前小前宿禰大臣

(安康記) 都夫良意富美

(雄略記) 志幾之大縣主

(清寧記) 山部連小楯 菟田首

(仁賢記) 丸邇日爪臣

(継体記) 茨田連小望 三尾君加多夫 筑紫君石井 物部荒甲之大連 大伴之金村連

(欽明記) 宗賀之稻目宿禰大臣

(敏達記) 伊勢大鹿首

(用明記) 當麻之倉首比呂

などと見えている。山部連小楯は(大楯連の方が古い時代の人のようだが)書紀では山部連の祖として伊与来日部とあり、また大前小前宿禰は前述のように大臣の称呼が理解しがたいほかに二人の人物を一人のように表現したり、ここでもいくつかの疑問が伴なう。しかし、書紀とほぼ同じく、カバネを記載する人物はやはり応神・仁徳朝ごろより登場してくるのである。また後裔氏族の名を註記または冠してはいるが、それらの祖先はカバネをもたず神代以来継体または宣化朝まで古事記に登場する。継体または宣化朝というのは書紀の推古朝までというのと多少のひらきがあるが、これは周知のように古事記が種々な物語を顯宗朝で終つていて、ただ一つ継体朝に筑紫君石井の反乱をのせるのみであり、その後推古朝までごく簡潔な歴代天皇の記事に終始していることと関係があるのであつて、それほど問題にはならない。ただ古事記は言うまでもなく推古朝で終つていて、書紀のように天武朝までの記載を統一的に見るのできないうらみがある。また古事記の性質として、氏族は多くの場合皇室系譜との関連において必要とせられていたのであつて、分註を除けば本文に登場する氏族数は書紀とは比較にならぬほど少ない。しかし本文における右の記

載を見ただけでも、歴代天皇記を中心に見れば仁徳朝以後が重複するが、カバネを中心に考えれば、少なくとも仁徳朝以後（下巻）に「カバネの時代」が設定されており、そしてそれとは違う系統としての「カバネのない時代」、すなわち「祖先の時代」が神武朝以後（中巻以後）継体朝ごろ（下巻）まで設定されているのである。これに分註系譜の記載されている部分の本文を加えれば「祖先の時代」はさらに神代に延長し、古事記三巻の記載量の比重から言って、古事記全体がいかにも祖先系譜の書であるように印象づけられるが、しかし分註系譜自体が明瞭に示しているように「祖先の時代」は「カバネのない時代」なのであつて、それは「カバネの時代」としての「後裔氏族の時代」と世代的に区別されているのであり、やはり基本的には二つの世代が明確に意識されていると見ることが出来る。すなわち記紀は、皇室系譜に關してはいわば家系を中心として一種の編年の構成をとりながらも、氏族系譜に關しては「祖先」に対する「後裔」という二つの世代構成をもつ点で一致しているのである。

しかし記紀におけるこのような二つの世代が、応神・仁徳朝ごろより推古朝ごろまで、すなわち四世紀後半ごろから六世紀後半ごろまで、約二世紀にわたつて重複するということは、帝紀的な編年構成においてはともかくとして、それ自身の客観的な年代構成としては矛盾ではあるまいか。帝紀的な編年構成の中では「祖先」も「後裔」も個別的に記紀の記載に参加しているものであるから、両者が同時代に記載されていても別に不思議はないのである。しかし氏族系譜の世界では、両者は個々の家系をはるかにこえた「祖先の時代」と「後裔氏族の時代」とに区別されているのであるから、両者が同時代に生存するということは矛盾も甚だしいことになる。もつとも上記の祖先系譜の記載状況を見ても、記紀共に——古事記の分註系譜を含めて——「祖先」の記載例は応神・仁徳朝以前に圧倒的に多い。このことは「祖先の時代」がやはり古い時代に意識されている証拠でもあるが、その記載数はともかく、それが推古朝ごろまで断続していることもまた事実なのである。いいかえれば「祖先の時代」が「後裔氏族の時代」に喰込んでいくかたちなのである。しかるに一方の「後裔氏族」の記載例は天武朝まで続き、その記載数は雄略朝ごろより時代が

下るに従つて多くなるが、そこで「後裔氏族」とは一般にひとしく「旧姓」のカバネをもっているものなのであつて、そうしたカバネの記載の時代背景は、「祖先の時代」と區別され、それよりもはるかに新しい時代であると思はれてゐる。「後裔氏族」の時代なのである。すなわち、応神・仁徳朝ごろからの「後裔氏族」も、推古朝から以後の「後裔氏族」も、そのカバネの記載は同一の世代を背景にしていると考えられるのであつて、そこでもし氏族系譜の世界において世代の重複がありえないとすれば、「後裔氏族の時代」の少なくとも客観的な時代の中心は推古朝から以後の時代に置かるべきであり、従つて応神・仁徳朝ごろからの「後裔氏族」のカバネの記載もすべて推古朝から以後の時代を背景にしていると考えるのはかたはなことになるのである。

記紀の記載はすべて天武史局以後の編者の眼を通つてゐるのである。従つてカバネの記載も同様であるが、問題は記紀の原史料ないし記紀以前の旧記におけるそれである。しかるに記紀のカバネには、すべてが「旧姓」であるにもかかわらず一部天武史局以後新たに加筆されたと考えられるものもあり、また一部は天武九年以前の記録に記載されていると考えられるものもあつたのである。ところが、記紀全体の記載を見ると、とくに氏族系譜の考え方に二つの世代意識があり、それによると応神・仁徳朝ごろから登場するその時代の人物のカバネの記載も推古朝以後のものとは異なるのである。従つて記紀におけるカバネの記載の、その元の年代は意外に新しいものであり、しかも漠然とではあるがいくつかの段階が予想されるのである。しかし何と言っても、カバネの記載が推古朝以前になつたのではないかという考察は、著しく通説にするものである。そこで次に推古朝以前について別な角度からカバネの問題を検討してみることしよう。

註

- (1) この点については、物部首を問題にした梅沢伊勢三氏も「雄略朝から敏達朝まで大連の任にあつて強大な勢力を振つた名門物部氏が、天武十二年に改めて連姓を賜わるというが如きことは、この時の賜姓に与つてゐる他の氏族の性格と対比してみても、到底あり得

- ぬことといわねばならぬ。即ちこの天武紀十二年に新たに連姓を得たこれらの氏々は、実は別に早くから連姓を得ている有力氏族と同族でありながらも、なおこれに連り得なかつた弱小氏族についての記載とみるより外はない。」とし、六国史や姓氏錄などに「同氏で異姓を持つものの非常に多いことから、それは容易に認められるところである。」(『記紀批判』二一四頁)と言われている。
- (2) 飛鳥寺の西側の楓の木というのは飛鳥京の中心広場で、もと蘇我氏の勢力範囲であり、中大兄皇子と中臣鎌足の初会場所であると共に、しばしば軍営が設けられ、饗宴が催されるゆかりの地である。物部日向等がこれに擁陣を設けたことは、もともと彼等が倭京に住んでいたから地の利を知悉していたのであろう。
- (3) 物部連麻呂すなわち後の左大臣正二位石上朝臣麻呂の薨卒伝に「大臣、泊瀬朝倉朝廷(雄略)大連物部目之後、難波朝衛部大華上宇麻乃(呂—公卿補任)之子也」(統紀養老元・三・癸卯条)とある。
- (4) 物部首を含めて三十八氏のうち、藤原部造・刑部造・穴穂部造・白髮部造・小泊瀬造は明らかに皇室の名代部民の伴造であり、門部直・鳥取造・來目舍人造・檜隈舍人造・川瀬舍人造・倭馬飼造・川内馬飼造は朝廷の軍事的部民の伴造と考えられる。なお、これらについては井上光貞氏『日本古代史の諸問題』所収諸論文参照。
- (5) 『記紀批判』二一六頁。
- (6) 書紀所載の氏族数一〇八氏にたいし、古事記は二〇一氏で、その大部分が上巻および中巻、すなわち神代から応神朝にいたるまでの皇室系譜に集中しており、ここでは臣姓が皇別とか連姓が神別とかいう区別はなく混然としているのが特徴的である。
- (7) 『記紀批判』二二三頁にその結論が見える。この見解は、本書の主張であるいわゆる紀前記後論の論証過程における所説であるが、記紀の比較研究は本稿の当面の課題ではないので、ここでは梅沢氏の主張全般に関する批判についてはあえてふれない。
- (8) 『記紀批判』二一四頁。
- (9) 一般に大化前代の氏族が有力であるとか強大であるとかを考へる場合、朝廷における氏族間の相対的力関係を見るわけだが、同時にその氏族の社会構成ないし部民所有の度合、または皇室との系譜的な権力的諸関係を適確に考察することが必要である。しかしこれは必ずしも容易ではない。その場合臣姓氏族と連姓氏族の多角的な比較研究は一つの焦点をなすが、とくに大伴・物部・中臣などの連姓氏族は他の連姓氏族と共に通説にとらわれない基礎的批判的研究を要するに思う。
- (10) 拙稿「伊吉連博徳書考」(坂本太郎博士還暦記念『日本古代史論集』上)
- (11) 垂仁紀に見える三宅連の祖田道間守の祖先物語は家系を語っているように見えるが、これは天日槍伝説の特殊な物語で、いわゆる氏族の家系ではない。そのほか特に書紀では、蘇我氏の例に見られるように、数代の家系の知られるものがないでもないが、しかしそれは本来家系として記載されているものではない。

第二節 書紀所載百濟史籍におけるカバネの記載

記紀に記載されているようなカバネの年代を検討するに当って、記紀の祖先系譜に次いで重視すべきものは、書紀所載の百濟史籍である。周知のように書紀には、神功紀から欽明紀にかけての分註に、『百濟記云』（神功紀二、応神紀二、雄略紀二）『百濟新撰云』（雄略紀二、武烈紀二）『百濟本記云』（總体紀四、欽明紀一四）などと明記して引用する記事が合計二六箇所あり、これらによつてはじめて『百濟記』『百濟新撰』『百濟本記』とよばれる百濟系史籍の存在と書紀が或る程度時代にまどめてそれぞれの史籍を引用していることが知られるのであるが、何よりも重要なことは、これらに記載されている人名ないしカバネである。

この三書の撰述年代については、すでに津田博士がこの三書の詳密な考究の中で「これらの史籍の編纂の時代は固よりわからないが、百濟滅亡以前であることは疑が無からう。」とされたが、⁽¹⁾また近年三品彰英博士は、これら三書の借字法が推古朝の遺文と近似することを明らかにした木下礼二氏の研究を有力な傍証としつゝ、⁽²⁾これら三書のそれぞれの性格の相違に関する綿密な考証によつて「『百濟記』の撰述は、最も古く見て欽明朝（聖明王代）の頃であり、おそらくとも推古朝までと推断して大過なからう。それに比べて『百濟本記』は日本という称呼を使用している点からして推古朝以後であろうが、借字法などからしても推古朝を余り遠く隔つた時期ではなからう。」としていられる。⁽³⁾

ところで、右の二六箇所の分註記事を見ると、記紀に記載されているような「旧姓」としてのカバネは『百濟本記云』と明記する分註にのみ見えて、他には見当らない。⁽⁴⁾しかるに『百濟本記』の撰述時期は、これまでの研究に従えば、推古朝以後天智称制二年（百濟滅亡）以前ということになり、しかも推古朝以後まもなくという時期を有力な見解とする現状にある。⁽⁵⁾従つて、もしも『百濟本記云』と明記する分註のカバネが、そのまま『百濟本記』に記載せられていたカバネとすれば、カバネの年代はまず『百濟本記』の撰述年代には確認されることになり、次いでもし『百濟

本記』の記載事項が継体・欽明朝ごろの史実を正確に伝えているとするならば、カバネの年代はさらに継体・欽明朝ごろにも遡りうることになる。

そこで本節では、その『百済本記』と明記する分註のカバネが、果して『百済本記』原文にあるものかどうかを検討してみよう。もともと、津田・三品両博士等がすでに考察されているように、⁽⁶⁾書紀は百済系史籍をその明記する分註にばかりではなく、書紀本文にも、或いは明記しない分註にも、種々なかたちで引用しているのである。とくに継体・欽明紀のごときは『百済本記』をその明記する分註以上に多量に書紀本文に載せていると考えられるのである。従ってカバネに関する考察も、その明記する分註以外に及ぶべきかも知れないが、第二章第一節でも述べたように、書紀本文のカバネは、とくに応神・仁徳朝ごろから推古朝ごろまでの記載は、推古朝以後天武朝以前の記載と年代的に違わない同世代のものという疑いが濃厚であつて、後世の記載である可能性が充分であり、やはり当面の検討の対象としては適切ではないであらう。従つてその明記する分註のカバネのみを考察することになるが、それも実は次のように本文と対照してみると、特殊な称呼を除いては、原文にあつたものとは考えられないのである。

① 「継体三年二月条」 百済本記云、久羅麻致支彌從日本來、未詳

書紀本文「遣使于百済」の分註である。「久羅麻致支彌」はやはり、履中紀にかなり有力者であつたらしい、そして天武八姓で朝臣となる車持君であらう。『本記』（『百済本記』の略。以下これに従う。）の文は「從日本來」まで「未詳」は編者（書紀編者。以下これに従う。）の筆であらう。つまり編者は『本記』の人名が「未詳」であつたので、本文に人名を出さず、たんに「使」としたのだと解される。⁽⁷⁾この分註によれば、「支彌」という称呼が百済に知られていたことになる。

② 「継体七年六月条」 百済本記云、委意斯移麻岐彌

書紀本文「穗積臣押山」の分註。本文の記事は百済が二人の將軍を遣わし、穗積臣押山に副えて五経博士を貢

ったという記事だが、『本記』の原文にもそのような文章があつたのだろうし、従つて分註は委(倭)の押山キミの意であろう。ここでも百済に知られていたのは「岐彌」であつて、「臣」ではないことを注目すべきである。⁽⁸⁾

③〔継体九年二月条〕 百済本記云、物部至々連

書紀本文「物部連^賜」の分註。本文の記事は百済使者(七年の將軍等)が帰国するというので物部連に副えて帰したものであるが、この分註は果して原文通りであろうか。『本記』は日本の人名を字音であらわすようであるから「物部」というのも疑わしいが、よし例外を認めるにしても、『本記』に「至々」と名があるのに編者がわざわざ「闕名」とするのもおかしい。しかも「至々」という人物は二十三年三月是月条に「遣物部伊勢連父根吉士老等」、以津賜百済王、(以下略)」という物語の「父根」であるらしいが、この物語も『本記』を参考にして新たに作成した文章らしく、もしそうだとすれば、こういう著名な人物であるだけに、①のように『本記』の原文をのせて「未詳」などとするわけにもゆかず、結局本文を故意に「闕名」として、分註に『本記』の名だけを挿入したのではなからうか。これは本文の記事を『本記』に基づきながら、あたかも『本記』とは別の原史料で本文が成立しているかのように見せかける編者の常套手段でもあるようである。九年、十年条の本文の記事は全体として『本記』によつた文章のようであるが(任那にある伴岐国と百済・日本との己汝の地の争奪の語)、そこで活躍する物部連は一貫して「物部連」とだけあつて名が記されていないのは、そういう編者の態度によるものと考ええるほかはあるまい。⁽⁹⁾ただ欽明紀の「物部施徳麻可牟」「物部奈率哥非」「上部奈率物部鳥」などという『本記』から出たらしい記載を見ると、或いはこの部分の『本記』に「物部至々」とはあつたかも知れないが、少なくとも「連」は編者の筆として疑う余地が充分にあると考えられる。

④〔欽明二年七月条〕 百済本記云、加不至費直、阿賢移那斯、佐魯麻都等、未詳也

書紀本文「河内直」の分註。この人名は四年十二月条に「河内直、移那斯、麻都等」とあり、五年三月条に「今
的臣、吉備臣、河内直等、咸從移那斯麻都指搗而己」とあることによつて、三人の人名であることは明らかで
ある。安羅日本府を牛耳つていた三人の名が『本記』にあつたのであろう。「未詳也」は編者の筆である。これに
よつて『本記』には、「河内」が「加不至」、「直」が「費直」と記されていたことが知られる。

⑤ 「欽明五年二月条」 百濟本記云、津守連己麻奴跪、而語訛不正、未詳

書紀本文「津守連」の分註。「而語訛不正、未詳」が編者の筆であることは言うまでもないが、「津守連」も『本
記』の原文にあつたかどうか疑わしい。というのは、同年三月条のやはり『本記』を参考としたらしい本文の「己
麻奴跪」とのみある箇所に、編者の筆らしく「蓋是津守連也」という分註があるが、もし『本記』に「津守連己
麻奴跪」とあつたならば、すでに二月条にそのように註している以上、このような分註は不要ではあるまいか。
にもかかわらずわざわざこのような分註をしたのは、つまりは『本記』に「津守連」という記載がなかったから
なのであつて、「語訛不正」というのも「津守連」のことを言う筈はなく、編者にとつての疑点も字音であらわさ
れた「己麻奴跪」という名にあつたと解すべきであり、従つてこの分註の「津守連」は編者の加筆としなければ
ならない。

⑥ 「右同条」 百濟本記云、河内直、移那斯、麻都、而語訛未詳其正也

書紀本文「河内直」の分註。この分註は④と同じであつて、編者がなぜ同じことを繰返したか理解に苦しむ註
である。しかも④と違つて、「加不至費直」を本文と同じく「河内直」とし、「阿賢」と「佐魯」を省略している。
これでは何のために本文の「河内直」に註したのか、いよいよわからなくなる。編者の杜撰な分註態度のあらわ
れとも見られるが、いずれにしても『本記』の原文に「河内直」という記載がなかったことは確かであらう。

⑦ 「右同条」 百濟本記云、汝先那干陀甲背、加臘直岐甲背、亦云、那哥陀甲背、鷹哥岐彌、語訛未詳

書紀本文「汝先祖等」の分註。「語訛未詳」が編者の加筆で、その上文に先祖に関し二説が述べられているが、恐らく『本記』の原文であろう。従ってここでも「岐彌」という称呼が百済に知られていたことがわかるが、なお河内直（加不至費直）の先祖がキミとよばれていたことは注意に値しよう。

⑧ 「右同条」 百済本記云、爲哥岐彌、名有非岐

書紀本文「爲哥可君」の分註。この分註も恐らく原文であろう。「岐彌」については⑦と同様だが、ただ編者は、まさしく『本記』によつて本文を「爲哥可君」としながら、すぐあとの後文で同人物らしき者を「印哥臣語訛未詳」などとしている。これは②の場合と同様、編者がキミを「臣」と改めてしまう例として注意する必要がある。

⑨ 「右同年三月条」 百済本記云、遣召鳥胡跛臣、蓋是臣也

書紀本文「乃遣使召日本府與任那」の分註。「蓋是臣也」は編者の加筆。この分註が「日本府」の下にあるのは、その「鳥胡跛臣」が任那日本府の卿として中心人物であつたからであろうが、今一つ本文と分註との関係を見ると、本文の「遣使召」も分註の「遣召」からの作文らしく、或いは『本記』にも「遣使召」とあつたのではなからうか。「遣召」では文章がおかしいからである。そういう意味での編者の杜撰を考えると、「鳥胡跛臣」の「臣」も疑わしく、これはこの人物を「的臣」とする編者の知識による加筆ではなからうか。すぐあとの本文で日本府の要人たちを「的臣、吉備臣、河内直」と列記しているが、こういう書法が記紀一般のカバネの記載法であることを考えると、編者の加筆の可能性も充分にあると言わねばならない。

⑩ 「右同条」 百済本記云、我留印支彌之後、至既酒臣時、皆未詳

書紀本文「於印支彌後來許勢臣時」の分註。「皆未詳」はもちろん編者の筆。「印支彌」はすぐ前の本文にも「印支彌詳未」とあり、同年十一月条本文にも「日本府印岐彌謂在任那日」とあつて、これらの「印支彌」も『本記』によつたらしく、分註のも原文であろう。「既酒臣」も同じく日本府の要人と推察されるが、「印支彌」をそのま

ま本文にのせたのに、「既酒」を「許勢」と書きかえたところを見ると、或いは本文を「許勢臣」としたために『本記』の方も「既酒臣」と「臣」を加筆したのではないかと疑われる。この場合の『本記』の文章も、このままでは意味がつかみにくく、本当はもつと長い文章を編者が短かく書きかえた疑が濃厚であるからである。

- ⑪ 「同年十月条」 百済本記云、冬十月、奈率得文、奈率哥麻等還自日本曰、所奏河内直、移那斯、麻都等事、無報勅也

書紀本文「冬十月、百済使人奈率得文、奈率哥麻等罷帰」の分註。この分註の「河内直」は⑥と同じく「加不至費直」とあるべきであつて、本文に「河内直、移那斯、麻都」と書きなれた編者の書きかえではなからうか。

- ⑫ 「欽明十七年正月条」 百済本記云、筑紫君児、火中君弟

書紀本文「筑紫火君」の分註。この分註では本文と同じく「君」という字を用いているが、十五年十二月の本文に「竹斯物部莫奇委沙奇」「竹斯嶋」とあつて、この部分が『本記』より出ているらしいことを考えると、『本記』では筑紫を竹斯と書くのが普通であつて、「筑紫君」は原文ではなく、従つて『本記』に「君」という記載があつたかどうかはきわめて疑わしいのである。

書紀所載の百済史籍に日本修史家の潤色が施されていることをつとに具体的に考究されたのは津田博士であるが、博士においてもカバネの記載については殆んど言及されていない。しかし博士は、一方において継体・欽明紀の『百済本記』および本文に出てくる「日本」という文字のみならず「任那日本府」という名称さえ後人の潤色とされているのである。⁽¹¹⁾とすれば例えば、欽明二年、五年の各条に見える「任那日本府吉備臣」「日本吉備臣」などというのも、前後の文章によつて百済史籍から出たと思われるにもかかわらず、やはり後人の潤色であつて、「臣」というカバネも百済史籍にあつたことにはならないのである。右の①・⑫は、『百済本記』と明記する分註のうちカバネの記載を含むものすべてについて、本文と分註とを相互関連的に対照してカバネの記載が原文にあつたかどうかを検討してみたわ

けであるが、その結果は、記紀に記載されているような「旧姓」としての「連」「直」「臣」「君」などの称呼は多分に書紀編者の加筆と考えられるものであつて、原文としてはきわめて疑わしいことが知られたのである。従つて、継体・欽明紀の分註に引かれた『百済本記』によつて、記紀に記載されているような「連」「直」「臣」「君」のカバネの称呼が推古朝以後天智称制二年以前の記録に記載されていた証拠とはなしたがたいことになる。いわんや継体・欽明朝時代についても同然である。

しかし同時に右の検討によつて知られることは、『百済本記』の原文には「岐彌」「支彌」「費直」などの称呼は存し、かつこれらの称呼が日本人の名を呼ぶ場合にかなり用いられていたらしいことである。「費直」が字音をあらわしたものでどうかは疑問であるが、「岐彌」「支彌」は明らかにキミであつて、『百済本記』では大部分がキミであると言つてよい。しかも注意すべきは「穗積臣押山」「印哥臣」「筑紫火君」の例のごとく書紀が「臣」「君」としている者が『百済本記』ではひとしくキミとよんでいるばかりでなく、「河内直」（「加不至費直」）の祖先にもキミとよぶものがあつたということであつて、いづれにしても『百済本記』による限り、天智称制二年以前はもちろん、推古朝以前においても、キミという称呼がかなり広く用いられていたことだけは確認しうるのである。ここでふたたび想起するのは、津田博士が「造」というカバネもとはキミとよんだこともあるのではないかと説であつて、⁽¹²⁾ そうだとすれば『百済本記』の記載と併考して、キミという称呼の一般性を種々なカバネの称呼が成立する以前の問題として改めて再認識する必要があるのではないかという新たな観点にも当然導びかれざるをえない。

ただ『百済本記云』と明記する分註は必ずしもカバネについて多くを語っているわけではない。従つて右の考察のみによつて天智称制二年以前におけるカバネの記載に何等かの結論を与えるわけにはゆかないが、本節では要するに、百済史籍におけるカバネの記載は、記紀に一般に記載されているようなカバネとは種類においても性質においてもかなりの懸隔があることが推測されれば充分なのである。

註

- (1) 「百済に関する日本書紀の記載」(『日本古典の研究』下) なお津田博士は、これらの三書について、書紀の引用の仕方からみて日本の修史家の手もとに完全なものがあつたのではなく断片的なものが遺存していたと見られること、しかし三書そのものは書名から考えていずれも百済の上代からかなり後世までのまとまった史籍であつたらしいことを述べていられるが、三書撰述の新旧については、「新撰」という文字から『百済新撰』が最後にできたものかも知れないという程度で、『百済記』と『百済本記』の新旧についてはふれられていない。
- (2) 「日本書紀にみえたる百済史料の史料的価値について」(『朝鮮学報』第二十一・二輯合併号)
- (3) 『日本書紀朝鮮関係記事考證』上巻 なお三品博士は、三書撰述の新旧については、『百済記』が古く、『百済本記』が新しく、かつ記事の年代も神功・応神紀所載の百済史料を干支・二巡繰下げることによつて一応『百済記』と『百済本記』とがつながる、とされており、『百済新撰』については、上記二書と性質が違い、その新旧については不明とするほかはないと考えておられる。
- (4) 神功紀の『百済記云』の分註には「職麻那那加比跪」「沙至比跪」という二人の人名が見え、その「比跪」を書紀本文は「彦」(ヒコ)と解している。ヒコはヒメ(媛)などと共に、古くから用いられた国語の尊称ではあるが、とくに氏の名に附せられる称呼ではなく、また大王(天皇)より賜授せられる称呼でもないようであるから、太田博士の原始のカバネ一般と共に本稿ではカバネの考察から一応除外する。「なお第一章註(1)参照」
- このように「比跪」を除外すれば、カバネの記載は『百済本記云』と明記する分註にのみ存在することになる。しかしこのことは分註に見えるか否かということであつて、『百済記』や『百済新撰』にカバネの記載が一切なかったということとを述べているわけではない。
- (5) 津田博士の研究の関心は『百済記』以下の三書が書紀編者の手もとにどのように遺存し、それを書紀編者がどのように利用したかという点にあるわけで、しかも書紀所載の遺文から直接確実な撰述年代を導くことができないので、ごく常識的に無難な見解として「百済滅亡以前」とされた。しかし同様に常識的に考えて、それは「百済滅亡直前」ではないであらう。この点三品博士は、『百済本記』の遺文がとくに聖明王代の任那問題に力点が帰着するように解せられることから、『百済本記』は百済が日本と盟約して南鮮地方に対する指導権を奪回することを現実の理想像とした時代、すなわち推古朝以後まもなくのことと推定されているらしいことは一つの着眼と思う。ただ博士の『百済本記』の遺文に関する継体・欽明紀の逐条研究は未刊(『日本書紀朝鮮関係記事考證』下巻)なので、遺文の全貌に対する博士の見解は未だ明らかではない。従つてその撰述時期に関する見解に対しても、ここでは充分な賛否の論評は控えるべきであらう。
- (6) 註(1)、註(3)の前掲書。
- (7) この「久羅麻致支彌」については、津田博士も「氏も名も比定ができないため」単に「使」と書いて置いたとされている(註(1))

前掲書）。

(8) この「岐彌」と「臣」をどのように考えるかについては、津田博士も一言もふれていない。

(9) この物部連について津田博士は、「至々」という名に比定すべき文字が見つからなかったから闕名にしているのだと解していらるが（註(1)前掲書）、継体・欽明紀の本文や分註の人名表記の仕方を見ると、これはそれだけが理由ではないように思われる。「久羅麻致支彌」のように氏の名も比定できなかったような場合とは、何か事情は違うのではあるまいか。

(10) なお津田博士は、『本記』の氏名が全く比定できないので「汝先」だけを取って本文を「汝先祖等」としたと説かれているが（註(1)前掲書）、「汝祖先等」という文を考えた編者の意図をそこまで付度しなくともよいと思う。

(11) 註(1)前掲書二一八頁。
(12) 第一章註(8)前掲書。